



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

## 保育所問題の実証と論理：保育労働を中心として

著者	小倉 襄二
雑誌名	人文學
号	53
ページ	1-19
発行年	1961-06-25
権利	同志社大学人文学会
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002424">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002424</a>

# 保育所問題の実証と論理

— 保育労働を中心として —

小 倉 襄 一

## I 実証と論理の基點

一九五六年の夏に高知県保母の会が「すべり台の子どもたち」という文集をまとめあげた。この中に「保母さんの足」と題した一篇がある。『最少限度九時間、平均十時間、立ちつづけ、しかも歩きつづける保母の足は、たとえすんなりとしていても、血が足の方に廻るためか、二、三年の内に段々と腿の太きさが変化してくる。洋服ばかりのこの頃少々困るが……健康美であると考えられるとして……上がったり、庭に降りたり度々する職業人として……素足のままである。ところが保育園の床は、乳児室を除いて他は全部板ばりである。そこを素足で十時間も板と摩擦し続ける足の裏、ツルツルとかえってきれいになることもあるが、三、四年、五、六年と年を経るに従って、つるつるがタコに変わり、……その皮の厚いこと少々おしピンを踏んでも皮のみということになりそうである』と述べている。『足は保母さんの商売道具です。お顔と同様にかわいがってやっつけてください』と結んでいるがユーモラスな表現の背面ににじみでる保育労働にまつわる苦しい実感がある。私の直接に経験したこと、やはり高知のA町に隣接する公立保育所、ここはもと青年学校の集会所をそのまま保育所に転用しており、天井はハリをのこして吹きぬけで、年少、年中、年長の各年齢グループの混合保育で、わずかに乳児の間仕切りの外には、小さなベニヤ板のツイ立以外になんの隔壁もなく、子供たち

は、その板の間をはしりまわり、ころげまわっていた。疲れきった表情の中年の保母さんは「いったいどうしたら保育の効果をあげるか」といったことより、その何歩も手前ところで戸惑っている」ということ。数十人の子どもたちのワアーンという甲高い喚声が、高い天井におそろしい反響をおこしており、この保母さんは、医師に違和感があるので診察をうけたところ、聴覚に異常が起っており、鼓膜が弓状に凹状になってしまっていると宣告されたというのである。残酷なエピソードといえよう。高知の片隅の事実が一般に普遍的な主題に導入できるとは考えないが、これに類する話題はイヤというほど保育所問題にはつきままとっている。このエピソードのさししめす「かたち」のなかに保育所という施設、保母と保育に欠ける子どもの課題の歪んだ、苦しい断面がうかがわれるのである。たとえば、これをうらうちするデータとして一九五五年に厚生省児童局の最低基準についての研究によれば、騒音の存在は不快感を伴うが「保育園では保母は喧騒な児童を制し、自分の話を理解させ保育を行う―非常な負担となり、疲労、保育の困難ということが生じ、保母のいらだたしき、のぼせ、精神的不安を増強すると指摘し、設備と児童定数に原因のあることをのべている。(保育所の設備と運営・一九五五年・六一頁―七三頁参照) まずこの「断面」をすこしでも資料として整理してみたい。

次に断面―資料の意味とそうした陥没状況からの脱出について考えてみたいと思う。この小論の動機には、さきにしたコトバ「残酷なエピソード」という発想がある。残酷物語とか、残酷史観がものの方、考え方としてできていくのが重要だと思ふ。残酷なことは鋭いショックである。しかし、このショックをたくみに中和し緩和させる反応の仕方があった。それを「……この残酷さは、不幸を不便と受けとる日本人の日常生活の心理の底に……隙間をくぐる水のよりに沈没した。……日本における残酷さは、非日常的な特殊な事件としてではなく、差出人の名のない贈物として、つねに日常的な姿勢のもとに、下部民衆層に受けとられたのである。(日本残酷物語)」と表現している。不便さを不幸という主体にひきつけて「残酷」さをうけとめること、日常的な姿勢やいとなみのなかに残酷の正体をみることに、ここにも実証と論理の基点があるように考える。他の例示であるがある保育所で、保母さんがちょっと眼を放した時間に、幼

児が便所の壺におちて死んだ事件があった。三〇人に一人の保母定数―眼を放したその僅かな時間―便所へいって幼児自身が排便するというトレーニング―幼児の残酷な死。非日常的なこの「死」はショックとなったが、保育所の日常的でないとなみのなかでの残酷はみすごされていた。分析は次のような経路をたどる。排便のシツケは大切だ―幼児も自分で、あるいは、保母のたすけをかりて便所へいく―この転用保育所の便所は大人用のものをそのままに使っていた。―保母はその不便と危険を知っていた―関係行政当局者にその改造を要請してきた―当局者は財政上の理由などで施工を延引していた。非日常的にみえる幼児の死は日常的な保育所の現況、―実現しておれば幼児の死を回避できたにちがいない保母の努力の挫折をも含めて―の帰結であった。加害と被害の脈絡は押えることができる。「残酷の正体」というべきである。私が見学した英国―ロンドンの公立保育所 (Day Nursery) やリンカーンの幼児学校 (Nursery School) などの決していたれりつくせりではないが幼児の生理と幼児数をよく考えて設備されたトイレットやかわい便器を想起する。そこにたとえば「福祉國家」の論理や、その実証を描くこともできる。教訓にはなるが、この次元からの論理―実証をかんとたんに援用―借用して批判の論理にしたててもあまり意味はない。高知の小さな保育所に起った便所の事故といった断面の徹底的な検討をヌキにしては意味がでてこない。日本の内側に限ってみても、そんな残酷なものばかりではなくて、明るく、ゆたかな保育所や幼稚園も現存する。それを実現させた組織や個人の力も評価できる。たくさん先の進的例証もあると論ずることは可能だ。これを実証の基点とすると必ず格差の論理、明暗二相、二重構造がでてくる。だが、格差―二重構造というだけではこれも意味がないのである。「社会保険では、給付のほかに、保健施設といわれるものを兼備することになっている。これには海浜、林間、温泉保養所のような施設と、集団検診、寄生虫予防、栄養剤配付等の予防措置がある。ところが、それらは健康保険組合 (大企業労働者・高賃金水準) では、充実しているが、政府管掌 (中小企業労働者、低賃金水準) では通り一べんのお役所仕事、国民健康保険では診療施設をつくるのが、ようやくである」という問題に展開する。保育に欠けるとして保育所に子どもを送る国民の階層が巾ひろく明暗二相の底辺層と

して存在する現実とともに、保育所問題を、このように展開した社会保険とおなじく、児童―その福祉―保育対策とみて社会保障の一環として位置づけることによって保育所問題の所在がより明確になってくる。社会保障制度の構造が国民の生活に刻みこまれたきびしい落差と分断を反映し、制度のもたらす効果も、この格差を底辺の部分から押しあげる方向に及んでいない。この例証として児童の福祉を統一的に考える立場からここに幼稚園と保育所の間にある奇妙な緊張と矛盾をあげてもいいであろう。巷間に根づよく「貧乏人の子は保育所、金持の子は幼稚園」という考え方がはびこっている。文部省―教育委員会―幼稚園、厚生省―民生部課―保育所という行政セクトを含めこのように考えることを可能にする実感がある。貧しい家の子、金持の子と差別してみても、ほんとうに、自分の子どもの生存する現実の不幸、その不幸からの脱出を児童のための社会的な方策とむすびつけてみようとする姿勢が欠落している。保育所に子どもを送る親たちにも幼児教育への激しい欲求がある。自分たちの日々のくらしをみつめて、子どもへの期待も強い。その欲求のあらわれ方は、ときとして歪み、放任したかみえ、あるいは埋没し、おそろしく利己的に露骨でもある。保育所はこうした欲求に直面している。激しく、せつない「親と子」のになった社会的に根をもった保育要求を回避することは許されない。保育所の現況はこのような欲求の大半を坐視せざるを得ないのである。日雇の人々が疾病に犯されて日雇健保の劣悪な給付に失望とショックをうけることと同質の課題である。社会保障制度の現実はいよいよはましの論理ではどうにもならないところに着ている。「ないよりはまし」の無原則なパッチ・ワーク（つぎはぎのばあたり仕事）のつみかさねで、社会保障制度の機能も格差と分断をふかめてきた。幼稚園もないよりはまし、保育所もないよりはまし。なにが、どのようにましであるのか、この追究が停止してはこま、はしない方がましに転化する。こんな保育所がなかったら子どもは便所に墜死しないですんだかもしれない。保母さんの鼓膜が凹状にならずにすんだかもしれない。こんな保育所にも、親と子のきびしい希いは大きな期待をもつ。保母の奔命と労苦は加重されてくる。保育における人間像、人間形成も考え方はできてきて、それへの充足手段の荒廢に直面して矛盾はふかまる一方だ。地域では幼稚園

との間に、いやな緊張がある。専門的な職業労働のミニマムの条件を全く無視した賃金、労働条件である。……「ない  
よりまし」ではないのである。このないよりましの論理は現状の相対的な効果や役割を評価するには役立っても、こ  
こにあげてみた陥没―格差、負の条件を積極的な現状変革へみちびく論理にはならない。保育所問題にかかわる実証と  
論理、その基点をどこにおくかについては、さらにさまざまな視角をあげることができであろう。次項の具体的な実  
証作業のなかで補足したいと思う。

## II 実証について

J・K・ガルブレイスは「ゆたかな社会」(The Affluent Society)のなかの一章―貧困の新しい地位のところでは貧  
困を退治するための重要な第一歩は、貧困を自動的に繰り返させないことである。このことは、貧困な家庭出身の子供  
に対する投資をできるだけ正常な水準に近づけるようにすることを意味する」といっている。さらに別のところでは  
「個人に対して教育および、それに関連した投資をすれば、彼は自分の環境に対して一そう有効に闘うことができるよ  
うになり、あるいはまたその環境から逃がれて、他人とほぼ同じ条件でよそで生活を始めることができる」(ゆたかな社  
会・ガルブレイス著、鈴木哲太郎訳・三〇三頁)というように問題をたてている。この考え方は、社会保障を含む福祉政策  
が、いわば「人間投資」ともいうべき面をもち、長期的に、生産力の発展、経済の成長に対して、物的投資にまさると  
も劣らない効果をもつことを論じた厚生白書の論理にかよう表現である。物的投資―人的投資という考え方はいかに  
も人間の自己疎外を社会保障の領域にまでもちこんだものと思うのであるが、ガルブレイスの「貧困を自動的に繰り返  
させないこと」―「子供に対する投資をできるだけ正常な水準に近づけるようにすること」―「人間投資」(厚生白書)  
とつらねて考えてみて、保育所問題のなかで、どれほど残酷に「貧困を自動的に繰り返させる装置が働き」「貧困な家  
庭出身の子供に対する投資がいかに《異常な》水準に停滞し、放置させられているか。それは人間投資などと、妙に合

理的な表現をよそおつた実体の非人間的状況をあきらかにするという考え方―負のエネルギーを積極面に展開する意欲を念頭におきながら実証してみたい。

一般的状況

厚生白書(三五年版)は保育所について概要をのべているが、その記述によると、保育所は、保育に欠ける児童を預り、これを保育する施設である。保育に欠ける場合とは、大きく分けて、(1)保護者が働いているために、その児童が家庭でじゅうぶんな保育を受けられない場合、(2)家族に病人がいるため、その児童が家庭でじゅうぶんな保育を受けられない場合、(3)複雑な家庭事情のため、じゅうぶんな監護が受けられない場合などである。京都において園長の「保育に欠ける」という判断をきいてみた。児童福祉法(第二四条・三九条)にかかわる保育の範囲についてであり、法の解釈ではなく、園長の意識のなかでとらえられた原則と現実のキャップを知りたいという設問であった。たとえ、兄、姉、年よりがいても両親が働いている家庭は保育に欠ける家庭である。保育料が低額であればこういふ家庭の子供は皆保育の子供として扱える。母親が子供の成長、社会の変動と子供の伸びゆく姿に適応できなくなっている。保育所の役割の新しい局面がここにもひらけている。園長は児童福祉法第一条より第三条の総則にしたがえば、また児童憲章に照らしてみれば、当然に保育に欠けるといふ範囲は積極面をもって拡充する。厚生行政の不幸は、前時代的「託児的」施設として保育所をおしつめていて保育に欠ける児童の意味も狭められているのは残念であると考えている。(京都市児童福祉審議会報告書一〇九頁・昭和三四年) 施設数(社会保障年鑑一九六一年版)は一九五九年末において九、五六八ヶ所、保育児童定員、七二万六、八九九人、在所者数六万六、三八八人、内、児童福祉法により措置されているもの、六一万二、四五四人、その他の者、五万三、九三四人、年を追って増加しているが、問題はその配置が適正であるかどうかということ、人口一、〇〇〇人に対する高知県の保育所定員が二五・二二人であるのに対して、栃木県が二・四八人であることから見ても、地域的にもかなりのアンバランスが見られる」とかんとんに指摘している。これらのことを前提として、

小稿における実証は、主として保育所の従業者（総数六万二八九〇人（内、専任四万七、八五六名、兼任一万五、〇三四名）の問題、とくに保母のおかれている実情、保育労働からみた保育所問題という観点から実証と分析を進めていきたい。

主な資料としては（Ⅰ）第一次京都市児童福祉基礎調査（一九五九年刊）所収の保育従事者の意識調査、（Ⅱ）保母の生活白書（一九五九年刊）東京・保育問題研究会・保育政策部会編、（Ⅲ）高知県保母会編・保母の生活白書（一九六〇年版）（Ⅳ）その他関連資料である。保育従事者の問題から考察する理由としては、一九五八年九月から十一月にかけて、京都市児童福祉審議会のメンバーとしてこの従事者意識調査を担当した。保育所をふくめて、児童福祉事業にとって、「施設」という現場は、保育、養護、教護などの実践を媒介として、対象児童と従事者が日常的、持続的に触れあっている所であり、そこにはもっとも具体的、現実的に児童福祉事業における課題や矛盾が凝縮していること。この「事実」に密着し、その処理、解決のための仕事を担っているのが、いうまでもなく施設の従事者である——これが調査担当者としての問題意識であった。さまざまな局面を保育従業者—保母の意識、保育労働の現状から追究した保育所問題という筋道によって実証と分析をこころみてみたい。以下、原資料は略号Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで区別することにす。

#### 保育労働と保母

冒頭に紹介した高知の文集から無限といつてよい問題がでてくる。「保母という名の電車に乗って」という一篇もいとぐちになる。//新しい希望と共に保母と名のつく先生になってからはや何年かの年月が、二本のレールの上からはみでることなく過ぎ去ってしまった。今静かに自分を振り返って見ると、発車当時の若い私達の抱いていた期待、夢、希望等もいつか遠くへ薄らいでしまつて、毎日同じ仕事に追われる機械的な姿になっている。仕事には新しい感激を、……特に保母さんは毎日、泣く子、便所の世話、掃除に追われて、小さな隅のできごとに関心になり勝ちで……この電車に乗って見ますと、何となくあわただしく、全くといい程時間的余裕のないのに驚きました。……例えば恋愛の機会等全く少なく、男性とは子供の顔なり//これでは本当に可哀想です……。……（すべり台の子どもたち・一〇二頁）



新しい希望をもって、その希望に、その持続によって、保育の現場は変革されていく。しかし、この持続が、子どもの人間像を形成し、保育所の機能をゆたかにする結果をみるまでには多くの困難がある。保育労働に入った動機といった点も保母の主體的側面をみる場合に重要である。//保母という仕事を、私たちは、数多くの職業のなかから、それぞれの願いや夢をもって選びました。(資料Ⅱ四頁) (1)女性の職業としてやり甲斐のある職業だと思って、(2)一生続けられる仕事と思って、(3)女性本来の天分を生かして、めぐまれない子等のために少しでも役立ちたいと思って……とさまざまである。京都の公私保育所二五五名の場合、(1)子供への愛着心、(2)社会福祉事業への興味、(3)生活のためなどが多数意見をしめている。たとえば、私立保育所一三七名の保母の動機を分析してみると、圧倒的に子供が好きだから、児童教育に興味をもつ、子供への愛情という回答である。六四名がこの回答グループに属する。動機については保母の家庭状況、学歴などの要素も、動機にとっては複合的な要因となっているが、子供が好きだから保母になるという一つの系列ははっきりしていて、この一見、単純、率直な動機の表明が、実際の現場実践のなかで具体的に生起する保育上の困難、児童福祉施設としての保育所の機能、保母の「姿勢」を考える場合に重要な意味をおびてくる。日本福祉大学の調査(昭三三年)によれば、二五歳までの年齢層では、一四六人の回答のなかで、性格があっている(三四・九%)。婦人としての役割を果しうる職業(八・九%)、社会事業としての意義(七・五%)、幼児教育の必要性(四・一%)、家計のため(二・一%)、依頼、勧告(二一・二%)、身近に関係者がいる(一四・四%)、資格がほしい(四・八%)、消極的理由(二六・四%)となっている(資料Ⅱ七頁参照)。高知県保母会の資料によると、一、二一八人の回答者のうち、子供が好きだから(二七%)社会事業としての意義をみとめて(一六%)、幼児教育の必要性(一三%)、家計のため(二六%)、人にすすめられて(二九%)その他、未回答(一八%)となっている。保母の仕事、その主體的確立と動機のギャップもこの回答傾向から看取される。高知の解答分析には「人にすすめられて」という理由の増大、とくに「子供が好きだから」という理由が圧倒的多数を占めていたのを考えると、保母という仕事について社会全般が関心をもちはじめたことがうかがえるの

ではないでしょうか(資料Ⅲ五頁)と評価している。//高校三年の時はどうも経済的にも又、女であるためにも大学に行けそうになかった就職して学資をためたうえで自分で学校に行こうと思いましたが(保問研会員)(資料Ⅱ二頁)「学資をうためのために働くという動機、生計維持、就職難のため、会社の事業規模の縮少のため離職して(資料一六一六頁)の系列に、子供が好きという系列と交错して保母家庭の労働条件の問題がある。東京都の保母の家庭における世帯主の職業は、大体が給料生活者(会社員一九・四%、公務員二三・九%、工員三・〇)、年齢の高いもの、地方から上京して下宿や寮にいるものは自分の生活は自分でまかなっている。家から通っているものでも、単なる遊び半分の小づかいかせぎですむ家庭はなく、皆でできる限り働いて一家を支えている多収業世帯が多い(資料Ⅱ一三三頁)という社会的根拠をもっている。高知の例では、女性の職業としてかなり安定しているとおもって選んだかという回答をとらえてウエットに子どもへの愛情だけで、それだけの理由でこの仕事にいたひとたちの時代は次第に去りつつあるということではないでしょうか(資料Ⅲ六頁)とみている。

#### 労働条件における低位性と格差

昭和三六年二月に京都市内の民間社会福祉施設従事者の待遇改善を助成する請願が市会へもちこまれた。これによると京都における民間社会福祉施設の比重の高さと役割の重要性を指摘し、民間施設への不公平な取扱、経営者及び従事者の犠牲によって事業の運営が維持されている現状を訴えている。昭和三五年十月の補正予算による一一・一%増額後(二六年一月の厚生省発表)によれば、保育所職員一人当りの本俸月額の実績は、七、九二五円に対して、人事院勧告による国家公務員のベースでは、一四、一九二円、その格差は公務員の五五・八%となっている。昭和三五年六月の京都保母会の資料によれば、本俸月額をとると勤続年数一年～二年のところ、公立八、四九〇円に対し、民間の保母は六、一三〇円、三～四年では、公立九、六〇〇円、民間六、八七〇円となつて、格差は増大する傾向にある。この賃金は、職種別にみると、六〇人定員の保育所で、園長、一二、〇〇〇円、保母平均九、九〇〇円(一〇年勤続)という額になる。

毎月勤労統計による一九五九年の規模三〇人以上の事業場における女子の一ヶ月の平均現金給与額は一一、四二七円。

女子の製造業従業者についてみると、同年の女子月間の平均給与額は職員一三、七八七円、労務者で九、一三八円で、

保育労働の賃金がいかに劣悪なものかがはつきりしてくる。東京都の場合保育の初任給をとってみると、都立九、六〇

〇円、民間七、二〇〇円と低水準のなかに、さらに公私の格差がきざみこまれ、民間の場合は、最低三五〇〇円から、

都立なみのところまで、非常にまちまちである。最低賃金法によってあちこちで協定が結ばれつつありますが、それら

は大体、六、〇〇〇円以上の線に落ちついている。専門職の、そして学歴も年齢も高い保育が、三、五〇〇円の初任給

というのはどう考えても、驚きに又、怒りにあたいます(資料Ⅱ五一頁)という現実。一九五九年三月に新規に学校を

卒業して就職した女子の初任給では、中学卒が四、七五〇円、高等学校六、七〇〇円、短期大学、八、八〇〇円、大学一

一、〇八〇円である。(婦人労働の実情・一九五九年、労働省婦人少年局編) さきの十年勤続保育の九、九〇〇円、年齢の高

い園長の一二、〇〇〇円とつきあわせてみてもその徹底した低位がはつきりする。この低位のなかで、さきにふれた通

り、公・私との格差が鋭く切り裂いている。高知の例では、殆んど同時に仕事を始めた二人の保育は一人は公立に、一

人は私立に就職し、二十年ちかい経験を経て、いまは二人とも園長となり、それぞれ園長給をもらっているのですが、二人

のあいだにきっかり一百万円の差ができてきている。……私立の保育の例からいえば、おなじ仕事に就き、ときには公立保育

よりは多く働いているのにこんな差をつけられるのはやりきれないことでしょう(資料Ⅲ五三頁)ということになる。京

都でも保育の要求、とくに民間保育所の保育は、せめて公務員と同じにしてほしいと訴えている。多方面の研究や講

演会に出席したく思っても費用がでないので勉強もできない、せめて一百万円位ほしい。(四一歳、四年勤続、現在九、〇

〇〇円) 最低賃金制の確立、期末手当二・五ヶ月確保、十年つとめて七千円〜八千円ではあまりにもみじめだ、手取り

一百万円は欲しい。何年勤めても変りないのでは、やはり人間ですから仕事の方にも影響するのではないのでしょうか(資

料一六六頁)。こうした基本給の低額、期末手当、超勤手当も低く、昇給制度も確立されておらず、つねに園児数の変

動とリンクして身分が不安定となっている。せめてこれくらい給料はという意志の表示にあたって、民間保母一二名のうち九四名のものが一万五千円（うち四名は一万円未満）のつましい要求をもつにすぎない。民間の保育サ―ビスをこのようなかたちで買いたたき（京都の保育所では、公立施設二三、収容人員一、二〇八名に対し、民間施設は一〇五施設、六・四五九人で、全収容定員の八四・一%をしめている）―この機構悪をきびしく追求しなくてはならない。とくに保母として問題になるのは超勤手当である。東京都では、都立の場合は、本俸の一時間分の百分の二五が残業一時間につく。民間では、そのような規定もなく、五〇%もが皆無、ある場合でも、夕食代として「四〇円支給」とか「うどん一杯」とかいうのが多い。期末手当をみても、三四年八月のある報告では、年末・夏期あわせて都立では二・八カ月プラス一、八〇〇円のもの、私立では一カ月にすぎない。私立の少ないところではお手盛りで、二、〇〇〇円年末にもらった（資料Ⅱ五五頁）、その財源にしても、自分の超勤や諸手当の一部をつみたててみたり、バザーをやって、それでまかなう―まるで、カタクが自分の足を食べているようなものという。どこからついてみても、これが、人間投資とか、福祉国家への途りを志向する政策の一環としての保育所の現場状況というのであるからあきれたものである。

次に保育労働の経過や現場の矛盾点についてみると、私は京都の調査で保母さんに「あなたが現在保育上いちばん困っておられたり処理になやんでおられることはなにですか」とたずねてみた。これと、保育に専心しようとした場合にそれを妨げるような条件は、具体的に保育への集中を妨げる雑用というかたちでの質問への回答をあわせて分析すると、私立の保母一三八名のうちで多数意見と特徴的な意見を列挙してみると、(1)問題児、精薄児、肢体不自由児、性格異常児のとり扱いに頭をなやます。(2)園児の健康管理―とくに伝染性の病気が完治しないままに家庭の事情から登園しなくてはならない子供の取扱。 (3)年少児、乳児の処置の困難。(4)保育教材の貧しさ。(5)保育室の設備の不備。(6)保母の人員不足。(7)保育料の滞納など、具体的な表現としては、それぞれ、個性をもった子どもを、三十人に一人の保母の定数ではとうてい保育の実効をあげることではできない。//愛のない家庭にそだっている幼児は保育園を自分の家のよ

うに思つて喜んでゐるが母親のようにしたう保母と卒園したあとのアフター・ケアーの問題」// 充分な準備をして保育の場にのぞめないことがいちばんの苦しみ」// 保育の画一形式主義が人手不足や、条件のとのわなのままの混合保育によって押しすめられてゐる」などのべてゐる。(資料一―二六―二七頁) 保育労働の経過が、このようなやみの表明となつてあらわれるのだが、保母の意図する保育効果を実現させえない現場の状況は、// 雑用」という質問の表現在こだわつた者もあつたが、汚物のあと仕末、洗濯、来客の接待、経理事務、話の長い保護者の来園、園舎の掃除、保育料の徴収等として回答してゐる。東京、高知の具体例にみても、児童福祉施設最低基準にいうところの保育の内容

—(1)健康状態の観察—顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無、清潔、(2)個別検査、清潔、外傷、服装の異常の有無、(3)自由遊び—音楽、リズム、絵画、製作、お話、自然観察、社会観察、集団遊び……、午睡……。それに基く「保育所運営要領」の標準をはるかにオーヴァしている。高知の場合の実働時間は平均九時間四五分、農村部では一日十一時間をこえるものもある。婦人のどんな職場でも、休み時間があり、緊張から解放される時間がとれるのに保母には全くそれがな

い。食事のときでもこの緊張から解かれることはないのです。(資料一―七頁) // 一般勤務者は五時でもつて勤務終了すぐ帰宅する事になっていますが保母の立場としては三時乃至四時に園児を送り出し、その後の居残児も地域によっては一割以上もゐる。すると五時までの仕事は居残児と掃除で大半を占め、明日への保育の準備はほとんど出来ない状態、これで資質の向上と云えるでしょうか」(神奈川県保育研究協議会資料・三四年二月)。東京都の場合では公立で八・二時間、民間では一〇時間の勤務時間であり、最高では公立で一〇時間、民間で一・二時間をこえる(資料一―五七頁)。東京都雑事感覚にこだわる事実があるが、さらに高知では、私的な時間に園の仕事をするかという質問に対して一、二一八名のうち八四一名の六九%がすると答えている。(資料一―一八頁) 京都の保母が民間の場合、園長との折合いのむつかしさ、園内の「封建的」な雰囲気への抵抗を表明しているが、この私的な時間の侵蝕は、たんにウェットな奉仕精神ではなく園長、主任保母などの責任あるポストにゐるため事務を家庭にもちこみ、対外的な交渉、地域活動、監査のための

ぼう大な事務量などが加重されてくる状況をもしめしている。有給休暇についてみても、京都の場合、公立においても、たとえば五四名のうち、三三名のみが二〇日の有給休暇をとり、保母がおたがいに交替でとるのでかなりとりにくい。年十五日が限度だ。生理休暇も、同条件の保母が五一名の中一八名がとりたいがとれないと答えている。さらに民間の場合は民間の主任保母四二名のうち、有給休暇なしというものが一一名、二〇日とっているものが僅かに二名、生理休暇にいたっては三一名のうち〃なし、認められていない〃ものが一九名と過半である。ほとんどが一週間から一〇日後に最高の割合がみられる。(資料一―三九頁) このむづかしさの圧倒的理由は、休暇をとると園児と他の保母さんに負担がかかるからというのである。保育労働の質とその専門性と労働時間や休暇についての完全な無視がこれらの事例にあらわれている。さきの高知の文集の保母哀史という一篇〃いまだきお産をしても休みがもらえず、一日十時間以上も働いて超勤がなく、くびをきられても失業保険を貰えないという、といった、それはどこのくにの話です? ときかれる。しかしそれはわたくしたち保母の現実の姿である。その昔の「女工哀史」が……それにかわって今度は「保母哀史」が生まれようとしている。げんに、給料の不払が三カ月も滞り、保母さんは借金で食いつないでいるところもあり、欠勤するときには代りの保母さんを自費でやとつてのちでないと欠勤できないというところもある。……子の幸福を願わない親はいない。幼児教育の重要性に反対する教育者は一人もいない。それなのに保育園は暗い谷間につき落されようとしている。保母哀史の現象が、その破壊されてゆく姿なのだ〃(前掲書二二五頁) 痛切なコトバである。ここにも機構悪がある。保母の職員が正当な社会的評価と確認、それにとまなう保障を奪われている現実がある。保母は専門職としての資格と学歴を要請されながら、きわめて不当な扱いをうけてきた。昭和三〇年の国勢調査ではサービス職業(服飾、料理店、接客業)従事者(労働基準法、第八条、十四項)という分類で扱われている。その他教育・研究・調査の事業(労基法第八条十二号)、病者又は虚弱者の治療、看護その他保険衛生の事業(同法十三号)であるという見解も提出されている。この扱は地域によってまちまちであり、高知県保母会の昭和三十四年の保母大会では十二号の格付該当をめざ

すという決定をしている。(資料Ⅲ一六頁)このような職業についての扱いにおいても保育労働は、その担った重さを正當に評価されていないと考えられるのである。<sup>\*</sup>

保母病—保母の健康が侵されていることはそのままに保育される子供たちの悲劇である。高知の「保母病」というルポルターージュを要約すると、保母病と名付ける症状がある。はじめにもふれたが騒音の中でくらししているのと、始終神経をつかうのがその原因である。第一番に頭が呆ける。持物を忘れる位なら何とか我慢できるが、子供との約束を忘れたときはなにか一種の罪悪感におそわれる。たとえば、お弁当の済んだあと、それを包もうとして一生懸命包んでいたのは湯呑茶碗であったり、それを見て笑った保母のひとりだが、のりだと思ってインクつぼに手を突込み、それを見て笑いこぼせば、椅子だと思って腰を下したら、そこは空間であつて尻餅をついた、なんてのは一昔前のマンガそっくりだが保母の場合はすべてこれありふれたことである。次に頭痛、うっとうしい雨の日や、空がかぶさってくるような曇り日によく起る。……だから用心深い保母はいつも頭痛薬をはなさない。……重労働でいながら案外結核でたおれる人が少ないのはどういうわけかと調べてみたら、保母は勤続年数が短いので、それが表面へ出てこないのだとわかった。……保育労働のもっともきびしい局面がこの保母病というコトバに凝縮する。低賃金、過重労働、不当な格差と分断のなかで、子どもを親のさまざまな要求とむすびつつ保育し、その奔命の果てが疾病に侵されることになるのだからたまつたものではない。労働科学研究所によって行なわれたデータにみても保育所の保母は身体的、精神的、神経感覚的にも訴えの頻度が著るしく高い。いらいらする。気がちる。物事に熱心になれない。—精神的症状、目がつかれる。足がぶらつく。めまいがする—神経感覚的の症状の重合した頻度が高い。(とくに乳児保育の保母については、一日の疲労が回復されない。人間労働にとって好ましい限界は四歳、五歳児担当の保母において三〇人のところにあつた。三〇人をこすと精神的負荷が一層に大きくなる。三歳児担当の場合には一九人のところにあつた)これらの症状の頻度は全産業の婦人労働者の職場でもめづらしい事例である(保育所の設備と運営・最低基準に関する研究調査報告厚生省児童局・一九五五年・五四—五七頁参照)。高知の例で

も、病気の保母が多い。倒れる寸前にあるという保母がかなりいて、これらは、連続して休むわけにいかず、少しずつ区切ってやすんではまた出勤するといった状態……かぜをひきやすく、胃腸傷害もかなりある。食事の時間も神経をゆるめず、短い時間で、嘔まずに流しこむ、食事のあと休養もないから「胃下垂」が多い。気管支系の病氣、声がでなくなる。婦人病、生理の不順が主訴になっている。さらに、流産、人工流産の項(資料Ⅱ二九頁—三二頁)をみると、保母には流産が多いといわれるが、九二件、三十三、四年度、あわせて出産件数は一二〇件であるのに、流産がその数をおいかけている。一年のうち二回流産した人もある。やはり、これらは過労と関係があるのではないか、精神、神経感覺的症候とおなじく、他の婦人労働者には見られない高さではないだろうか。人工中絶—二年のうち三回の人が四件、二回が十二件、総計八四件のなかには、主任保母、園長などの責任の重い職務のために、出産予定が、園の大切な行事にあたるからという全く公的な理由で人工中絶をした人もある。この前後、園への気兼ねから休養もろくにとつておらず、平均して一年間に四〇余人の保母が生命の危険にさらされていることはおそろしいことだと思つて結んでい

る。

以上にあげた苛酷な就労条件と人間性、母性の破壊をもたらす諸点は、保育労働の問題の一断面にすぎない。例えば、東京の場合、保母のなやみとしてあげられているものには、この項でふれた問題点と重複するが、A労働条件、(1)経済的なこと(労働が過重な割に低賃金である、低賃金であるということが奉仕の精神を感じていえない、低賃金なため生活の安定が保てない)(2)時間的なこと(自由な時間が欲しい、研究のための時間が欲しい、休憩、休暇が欲しい健康な生活が保てない、労働時間が長すぎる、雑役が多い)(3)施設への不満(経営、設備、人員)、B健康(疲労度が高い)、C心の問題、(1)劣等感(保育技術の不足、不適格者と感ずる)(2)社会的不安、(3)無気力、(4)無資格、(5)人並みな生活がしたい、D人間関係、(1)職場内の人間関係(上司、同僚間、既婚者と未婚者)、(2)子どもの父母、母の会との関係、E社会的なこと、(1)社会的地位が低い、(2)組織的に団結していない。(3)国家予算が少ない(資料Ⅱ一〇三—一〇五頁)、これらの諸点が、保母のなやみとして保育



実践のなかで確認せられたものである。これらのしほりあげられた疑問となやみを、一人一人のばらばらな希いにとどめないで、組織のものとしてつきつめていくこと、保母のおかれている苦しみをこえ、子どもを守ることや父や地域でのなし合いのなかで母の希いを実現していくために問題の所在をさらに追究する必要がある。保母が日常的なところで、保育要求からみて自分たちのおかれている残酷さをごまかし、不幸を不便としてみすごすような姿勢をとるとしたら、子どもたちを「貧困を自動的に繰返すシステム」の貫徹から脱出させることは不可能となるにちがいない。

### III 結語

「保育所という子供の世界」という高知の文集の一篇から結論を考えてみたい。ここでは保育所の幼稚園化をまず問題とし、保育に欠けるとはどういう状態を指すかを具体的に拾ってみると保護者が官公庁、会社、事業場、工場などに勤務のためや、また日傭、内職、行商、自家営業のため、漁業、農業のために家庭で保育に欠けるもの、このほか、保護者が病氣などで、家庭で保育されないもの、また病人の看護のために保育に欠けるものなどである。今日では、このほかに乳幼児がたくさんの場合、間借、同居などで家が狭いために保育が充分でないもの、家庭の事情が複雑で保育に欠けるものなども対象児となってくる。さらに次の発言は重要である。「うちの子供ばかりがよかつたらそれでよく、お隣の子供などどうでもいいと考えている人に育てられている子供、子供の欲求を無視し、大人の神経で子供にきびしいしつけをする人に育てられている子供、祖父母ばかりに溺愛されている子供、嫁姑の大へん仲の悪い家庭に育てられている子供」、など、ここでは実に積極的なアプローチで「保育に欠ける」という規定がとらえられている。この発想の出発点にはさきにふれた「保育所と幼稚園の分裂についてのテーマがある。母親の労働している間、安心して子供が預けられる所が保育所である。母親の労働の保障という社会的機能のなかに保育所の本質が発見されるとし、各隣國十幾歳の希い＝幼稚園の希い」という公式をしめしている。この公式自体はさらに具体的な説明が必要だが、日本の

子どもの保育を分断しているものの正体が明確になり、どのようにして、この分裂を統一すべきかという意欲と提案がある。保育所の中における保育の活動と幼稚園の教諭の活動内容とはおなじであるのに、なぜふた通りにわかれているかという疑問が必ず湧いてくる。京都の資料においても、保育園長の意見として幼稚園と保育所は合併すべきである。児童福祉のなかには教育上の要求も含まれているので二種の施設があるのは百害あって一利もないとする意見がある。保育の立場からは幼稚園は一年保育にして義務制にすべきであると考えられる。保育所は保育に欠ける一年保育外の幼児を收容し、一貫した幼児教育の内容をもって保育すべきで、現在の幼稚園との競合は全くもってナンセンスにつきる。又、保母さんは幼稚園の教諭に対して少なからず劣等感をもっている事は非常に悲しい、現在の状態では仇みたいに反目しあっている、もっと互に理解しなくてはいけない。保育所が幼稚園化したなどといわれる前に幼児保育の一本化を現場実践の立場からの声が多い。(資料一〇二頁、一五〇―一五一頁) そして幼稚園と保育所となり合せて建っていて、一方でお小づかいにも百円札を何枚ももってくる子供がいるかと思えば、一方ではお昼のお弁当も満足につめてもらえない子供が遊んでいる。こんな不合理が平気で行われているところに日本の世相の歪みとだらしなざがあり、しかも、それは何にも罪のない幼児たちに知らせたくないと希いながらもどうしようもないという鋭い指摘もある。京都の調査でも、保育所、幼稚園の一元化論は相当に多かった。児童省の構想もころあたりにつらなるテーマである。この現実を率直にみつめること、この現実の確認から、保育労働の内実、それを規制する保育行政―保育単価の不合理、全くならぬ科学的根拠もない最低基準の改正、厚生省はじめ地方自治体への要求も具体的に提起されてくる。保母が幼稚園教諭に感ずるコンプレックス―法規的には保育所という名称が正しいにもかかわらず、保育園という呼び名をつかっているところの多いのは、幼稚園の園に近よせたいというプチブル的な考えがあるのであるのではなからうか。こんなちいさなことからでも、こどものために保育所はちゃんと自分の分を守っていききたいとこの保母さんは考えている。保育所―幼稚園の主題は一つの例証を意味する。京都でとったアンケートの総括として私は重要な幼児期における教育―保育の問題

が幼稚園との対抗において分裂しているのは一つの「不幸」であること、国民生活の二重構造がこのように幼い子供のくらしの場をひきさいている現実が保育労働の場を通して考えられること、園児が減少し、卒園児を送るたびに定員確保に苦心し、このことが園の機能、保育の雇用、安定待遇にかかわるとすれば、そこへ追いこまれて、そこで、いちばんみじかな対立物としての幼稚園の「華やかさ」が意識されるのも無理ではないことを発見した(資料一―二三頁)。

こういう意味における矛盾の集中表現であるともいえる、この矛盾点を押さえて考えている保母さんはさすがだと思ふ。人間的投資も合理的なのかもしれないが子どもの人間像にいたましい分裂をもたらす根本的な仕組をつきこわす政策をスキにはまたまたパッチ・ワークの累積で格差と分断を助長するのみであろう。保育労働―貧困―脱出の論理として、A・ベヴァンが「恐怖に代えて」(In Place of Fear)でのべていることは鮮烈である。私はここで貧乏についての狭い定義を下ろそうとはしない、そんなものは腐るほどある。現代産業社会では何千万の人々が避け得られる窮乏に悩まされ、深い屈辱感と社会の現状に対する不満を抱いているが私のいう貧乏とはこのことなのだ。昔はもつとひどかったなどということはその答えにはならない。不満というものは、現在あるがままの事実と比べて、こうすることもできるという可能性を知ることから起るものだ……資本主義社会の民主主義の問題は次の点に尽きる。すなわち貧乏が財産と闘って勝つために民主主義を使うか、または財産が貧乏を恐れて民主主義を亡ぼすか、である。この論理は保育労働を蔽う暗い重圧としかしその圧力をはねのけてたもあがっていくための指標が描かれている。だから保母のなやみや生活要求が、貧しさのなかで子どもを介してでてくる保母のくらしを保母がともに考えていくなかで、父母に受容され理解されるという立場、その可能性をもとめる外ない。京都の資料でも、たとえば市内で定員を下廻る保育所がある。幼児数の減少ということもあるが、地域の実情を捨象して行政的にせまく解釈された保育に欠けるといふ取扱い、保育労働のすでにみた現状と父母の保育要求のギャップが一因と思われるが、園長としては保育所の経営が保育料にリンクしているところから入所児あつめは頭がいたい問題、そこで発見されたのは、保育料の高いこと、その

負担にたえかねるニードをもちながら子供を送りえないという本質的な問題がある。私立の保母の回答群をみても家庭が大家族であるのに収入がすくなくすぎて二〇〇円―三〇〇円の保育料もこたえる。一〇九名の回答のうち七一名が保育料が高いという点に保育へのニードがありながら子供を送りえないと考えている。これは貧しいので、保育料も負担だし、衣服も弁当も子供を家に放っているような工合にはいかなから保育所へはこないのだという意見にあらわれている。(資料Ⅰ―一〇六・一二二―一二三頁)この確認が行政への要求を組織としてとりあげる場合にも基本的な問題として提出されなくてはならないのである。こうした立場や解決への可能性の発見は、話しあいのなかでリアルに確認され、それが保母の会、保母の組合運動、保育問題研究会の活動、園長の会、母の会、社会福祉協議会、地域の関係団体、労組など……の組織と組織の問題として処理されることが大切になってくる(資料Ⅱ―一三七―一三八頁)。権力とは社会を変革する意図をもって、われわれ全体の水準を高めるために団体行動を用いることを意味したのでありとベヴァンはいうが、権力の問題にまで到達しないとしても、現状変革の意図と全体の水準をかめるための団体行動の組織は、保育労働の担い手としての保育従事者と父母の要求―国民的要求を実現するための推進母体である。各地で秀れた経験の蓄積もふかまりつつあり、この組織とその実践は社会保障要求の広汎な国民運動の一環として位置づけられているし持続的な発展をとげつつある。

\* さいきん、厚生・労働両省の見解を統一して労基法八条十三号適用ということになったが、理論にとつては未だ多くの問題をのこしているようである。

附記 資料については東京保母研の保母の生活白書ならびに高知県社会福祉協議会の前田とみ子氏はじめ高知県保母会の方々、さらに、京都の園長会、保母会、京都市民生局母子課の御協力をいただいた。保育所問題としては保育労働の陥没状況のみの分析では一面的であるので、稿をあらためて、厚生行政の仕組における保育所、財政―単価問題と地方行政の関連なども扱ってみたい。